

平成18年2月24日

各 位

会 社 名 ダイナパック株式会社
代表者名 取締役社長 飯田 真之
(コード番号3947 東証・名証第2部)
問合せ先 執行役員総合企画室長 森永 敏昭
(TEL 052-971-2651)

新株予約権方式による株式報酬型ストックオプション付与の件

当社は、平成18年2月24日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成18年3月28日開催予定の当社第44期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、このたび、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役および執行役員の株価向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的として、当社の取締役および執行役員に対し「株式報酬型ストックオプション」として、権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権を無償で発行いたします。

これは、後記2.の要領に記載するとおり、原則として退任日以降に権利行使を可能とすることを条件にすることにより、企業業績との連動性を高め、株価上昇および業績向上へのインセンティブの強化を図ります。

今後も当社取締役および執行役員に対し、在任中の各年度における当社の株主総会での承認可決を条件に、「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を無償で割当てていくことを予定しております。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

本総会終結の時に在任する当社の取締役および執行役員(以下それぞれ「対象者」という。)に割当てる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 200,000 株を上限とする。

ただし、当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数

は適切に調整される。

(3)発行する新株予約権の数

200 個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4)新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5)新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の行使により発行または移転する株式の数に 1 円を乗じた金額とする。なお、新株予約権発行日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6)新株予約権の行使期間

平成 18 年 5 月 1 日から平成 48 年 4 月 30 日までとする。

(7)新株予約権の行使条件

対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた当社の取締役または執行役員を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。なお、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役または執行役員を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より 10 日間を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

ただし、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 10 日間を限り、新株予約権を行使できる。

対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、相続人は、当該対象者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の一部行使は認めない。

この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由および条件

対象者が上記(7)のただし書以降に定める当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が、承認された株主総会日の翌日から 10 日間の行使期間を経過した日の翌日以降においても存在する新株予約権は消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(10)その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議による。

(注)上記の内容については、平成 18 年 3 月 28 日開催予定の当社第 44 期定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。